（供託規則の一部改正）

第四条　供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項第二号中「外国人登録証明書（外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第五条に規定する外国人登録証明書をいう。）」を「在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。）」に改める。

（被収容者処遇規則の一部改正）

第五条　被収容者処遇規則（昭和五十六年法務省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「国（外）籍」を「国籍・地域」に改め、別記第四号様式中「登録番号」を「番号」に改める。

（入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の一部改正）

第六条　入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令（昭和五十六年法務省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「、外国人登録法」を削る。

別記第二号様式第一葉用紙の裏面及び第二葉用紙の表面中「、外国人登録法」及び「、the Alian Registration Law」を削り、「Chief of 何々　Immigration Center」を「Director of Immigration Center」に改め、「又は」を削り、「Chief of 何々　Regional Immigration Bureau」を「Director of Regional Immigration Bureau」に改め、「又は」を削る。

（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部改正）

第七条　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則（昭和六十二年法務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「外国人登録証明書」を「在留カード、特別永住者証明書」に改める。

（弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部改正）

第八条　弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則（平成十六年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「外国人登録証明書」を「在留カード、特別永住者証明書」に改める。

（不動産登記規則の一部改正）

第九条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第二項第一号中「、外国人登録証明書（外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第五条に規定する外国人登録証明書をいう。）」を削り、「記載があるものに限る。）」の下に「、在留カード（同法第十九条の三に規定する在留カードをいう。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条に規定する特別永住者証明書をいう。）」を加える。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則（平成十八年法務省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「外国人登録証明書」を「在留カード、特別永住者証明書」に改める。

第二章　経過措置

（後日在留カードを交付する旨の記載等）

第十一条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第七条第一項に規定する旅券（出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第二条第五号に定める旅券をいう。以下同じ。）への後日在留カードを交付する旨の記載は、別記第一号様式による証印によって行うものとする。

2　入国審査官は、前項の規定により旅券に記載を受けた中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。）が、出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「入管法施行規則」という。）別記第七号の二様式による上陸許可の証印を受けたものである場合は、併せて、当該旅券に当該中長期在留者に交付することを予定する在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下同じ。）の番号を記載するものとする。

3　改正法附則第七条第一項の規定の適用を受けた中長期在留者に対する在留カードの交付は、当該中長期在留者が入管法第十九条の七第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。）をした後に行うものとする。

（改正法附則第十三条第一項の申請等）

第十二条　改正法附則第十三条第一項の規定による申請は、別記第二号様式による申請書一通及び写真（申請の日前三月以内に撮影されたもので別表第一に定める要件を満たしたものとし、かつ、裏面に氏名を記入したものとする。以下同じ。）一葉を提出して行わなければならない。

2　前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書（入管法第二十条第四項に規定する在留資格証明書をいう。以下同じ。）を提示することができない予定中長期在留者（改正法附則第十三条第一項に規定する予定中長期在留者をいう。以下同じ。）にあっては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一　旅券又は在留資格証明書

二　改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）

三　入管法施行規則第十九条第四項の規定による資格外活動許可書（以下「資格外活動許可書」という。）の交付を受けている者にあっては、当該資格外活動許可書

3　改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）に十六歳に満たない予定中長期在留者について第一項の申請をする場合は、写真の提出を要しない。ただし、法務大臣が提出を要するとした場合は、この限りでない。

4　改正法附則第十三条第一項第四号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一　特定活動の在留資格を決定された者であって、亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの

二　特定活動の在留資格を決定された者であって、駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの

5　改正法附則第十三条第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　次のイからハまでに掲げる者が、予定中長期在留者に代わって第一項に定める申請書等の提出及び第二項に定める旅券等の提示等に係る手続をする場合（イ及びロに掲げる者にあっては、当該予定中長期在留者又は改正法附則第十三条第三項の規定により当該予定中長期在留者に代わってしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあっては、同項の規定により当該予定中長期在留者に代わってする場合を除く。）であって、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

イ　当該予定中長期在留者が経営している機関、雇用されている機関若しくは研修若しくは教育を受けている機関若しくは当該予定中長期在留者が行う技能、技術若しくは知識（第十七条第二項第一号イにおいて「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う団体の職員又は外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。第十七条第二項第一号イにおいて「公益法人」という。）の職員で、地方入国管理局長が適当と認めるもの